

令和6年度新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設整備事業)の概要

1 目的

医療措置協定(以下、協定という。)締結医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2 補助対象経費(施設)等

補助対象者 (※1)	補助対象経費 (※2)	補助基準額 (※3)	補助率
病床確保に係る協定締結医療機関(病院)	○病室の感染対策に係る整備に要する工事費又は工事請負費 ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備(専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む)等	1室あたり 14,546,000円	2/3
	○病棟等の感染対策に係る整備に要する工事費又は工事請負費 ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーティションの設置 ・病棟入り口の扉の設置 ・病棟のゾーニングを行うための改修等	1㎡あたり 239,300円	10/10
発熱外来に係る協定締結医療機関(病院、診療所)	○个人防护具保管施設の整備に要する工事費又は工事請負費(※4) ・个人防护具保管庫の設置(※5) ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修等		
自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)			

※1 協定を締結済みの医療機関に加えて、締結予定の場合も補助対象となります。

※2 協定による病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供に関する施設

整備に限ります。

- ※3 補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方に補助率を乗じて交付額を算定します。(千円未満の端数切捨て)
- ※4 病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において个人防护具の備蓄を定めていることが前提となります。
- ※5 个人防护具保管施設の整備は、「施設」の整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は補助対象となりません。物置については、土地に固定させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。

3 補助対象外経費

- ・土地の取得又は整地に要する費用
- ・門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷地に要する費用
- ・設計その他工事に伴う事務に要する費用
- ・既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ・その他整備費として適当と認められない費用

4 工期について

補助金額の内示後に実施し、令和6年度内に工事完了するものが補助対象となります。

5 交付の条件

補助金の交付決定の際に、以下の条件が付される見込みです（一部抜粋）。

- ① 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ② 補助対象の建物について、目的外の使用や廃止、譲渡、交換、貸し付け等を行う場合は知事の承認を要するとともに、補助金の返還が必要となる場合がある。
- ③ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、事業の完了年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

6 その他

本事業は、国の補助事業を活用する事業であり、国及び県の予算の範囲内で補助を行うものです。そのため今回の事業計画書の提出をもって補助を確約するものではありません（満額の補助にならない場合もあります）。

(問い合わせ先) 三重県医療保健部感染症対策課 補助金担当

TEL:059-224-2352 (直通) /mail: seibi@pref.mie.lg.jp